

証券コード 266A

2025年3月5日

株主各位

新潟県長岡市城内町三丁目2番地1山嘉ビル3F  
グローバルマーケティング株式会社  
代表取締役 CEO 今井 進太郎

「臨時株主総会招集ご通知」の一部追加訂正に関するお知らせ

当社「臨時株主総会招集ご通知」の記載内容の一部に追加訂正すべき事項がありましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり追加訂正させていただきます。

記

【追加訂正内容】

第1回新株予約権の内容について、別紙として「臨時株主総会招集ご通知」の5頁以降に追加しております。

以上

証券コード 266A  
2025年2月25日  
(電子提供措置の開始日 2025年2月19日)

株主各位

新潟県長岡市城内町三丁目2番地1山嘉ビル3F  
グローバルマーケティング株式会社  
代表取締役 CEO 今井 進太郎

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記当社ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://glocal-marketing.jp/ir/>

また、上記のほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記のURLにアクセスして銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

株式会社東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえ、2025年3月11日（火曜日）午後6時までに当社へ到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月12日(水曜日)午後3時(受付開始予定 午後2時30分)
2. 場 所 新潟県長岡市城内町三丁目2番地1山嘉ビル3F  
当社会議室
3. 目的事項  
決議事項  
議 案 取締役に対するストック・オプション報酬額決定並びに当社の取締役及び  
従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の  
決定を当社取締役会に委任する件

4. その他招集にあたっての決定事項

ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役に対するストック・オプション報酬額決定並びに当社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社の取締役及び従業員に対し、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに当該新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2024 年 6 月 24 日開催の定時株主総会において、年額 150 百万円以内（以下、「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、下記インセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の基本報酬枠とは別枠にて、報酬等として下記ストック・オプションとしての新株予約権 45 個を上限として、対象取締役に対し 6,075 千円の範囲内で新株予約権を付与することにつきご承認をお願いするものであります（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）。

本議案は、取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定するものであり、その内容は相当であると考えております。

報酬として付与される新株予約権の具体的な付与時期及び割当数は、取締役会の決議により、上記報酬等の総額の範囲内で決定いたします。

また、割当個数及び下記以外で新株予約権発行時に割当契約に定める新株予約権の行使の条件についても、取締役会にて決定いたします。

なお、本新株予約権の行使価額については、1 株 1,350 円に決定いたしました。

#### 記

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集を必要とするものの理由

当社取締役会からは、上記算定根拠に照らして検討した結果、発行価額が割当予定先に特に有利でない旨の見解を得ておりますが、より慎重な手続きを経る観点から、本株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、ストック・オプションとして新株予約権を発行することといたしました。

なお、当社取締役に対しては、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、当社従業員に対しては、業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図るためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

##### 2. 新株予約権の内容

別紙「第 1 回新株予約権の内容」に記載のとおり

3. 新株予約権の数

168 個を上限とする。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

以上

【別紙】

第1回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、(2)に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,350円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるもの

とする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

2027年3月13日から2035年3月12日まで

(4) 資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から同①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社株主総会又は取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(8) 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱い

は、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得

(6)に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(4)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上